

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

火災予防条例準則の運用について(通知)

火災予防条例準則(以下「準則」という。)第3条の4における厨房設備に附属する排気ダクトの位置及び構造に係る規程の運用については、「改正火災予防条例準則の運用について」(平成3年10月8日付け消防予第206号消防庁予防課長通知。以下「206号通知」という。)において示したところである。また、この206号通知中第1、5(1)オの「火災予防上十分な安全性を確保できる措置」の内容については、「火災予防条例準則の運用について」(平成5年7月30日付け消防予第226号消防庁予防課長通知。以下「226号通知」という。)により運用願っているところであるが、今般、新しい「火災予防上十分な安全性を確保できる措置」を下記のとおり定め、これに適合する場合には、準則第17条の3の規定により、準則第3条の4第1項第2号ホによるものと同様以上の効力があるものとして特例を適用することとしたので、貴管下市町村に対してこの旨示達し、その運用等に適正を期すようよろしくご指導願いたい。

記

第1 趣旨
厨房設備に附属する排気ダクト(以下「厨房ダクト」という。)に給湯湯沸設備等の煙突を接続すれば、厨房ダクトからこれらの機器内に油脂等が滴下することによりダクト火災になる場合があるので、準則第3条の4第1項第2号ホにおいて、厨房ダクトは他の用途のダクト等と接続しないよう規定しているところであるが、既存の建築物等で煙突を設けることが困難なものにおいて準則別表第3及び第4に掲げる気体燃料を使用する半密閉式給湯湯沸設備、半密閉式ボイラー及び半密閉式簡易湯沸設備(以下「半密閉式給湯湯沸設備等」という。)の煙突が厨房ダクトに接続されていることがあり、このような場合の「火災予防上十分な安全性を確保できる措置」を、226号通知で示しているところである。しかし、各種安全装置を装備して防火性能を確保することにより厨房ダクトに煙突を直接接続可能な半密閉式給湯湯沸設備等が開発されてきていることから、煙突を厨房ダクトに接続する場合の「火災予防上十分な安全性を確保できる措置」として、半密閉式給湯湯沸設備等のうち一定の要件を満たすもの(以下「厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等」という。)及びその厨房ダクトへの接続方法を次のとおり示すものであること。

第2 厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等及びその厨房ダクトへの接続方法

- 1 厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等
厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等は、準則別表第3及び第4に掲げる気体燃料を使用する半密閉式給湯湯沸設備等のうち、ガス機器防火性能評定委員会(事務局:財団法人日本ガス機器検査協会)において、新しい設置形態の燃焼機器として厨房ダクトに直結することについて評定がなされたものであること。
- 2 厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の設置は、以下のとおりとすること。
 - (1) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備と同一室内に厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等を設ける場合は、油脂等を含む蒸気が厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等内に流入しないような措置を講ずること。(別図1参照)
 - (2) 厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の煙突を、油脂の発生するおそれのある厨房設備に附属する厨房ダクトに接続する場合は、厨房ダクトから当該煙突を通じて厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等に油脂等が滴下しないよう有効な措置を講ずること。(別図2参照)
 - (3) 厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の煙突は、準則第3条の4第1項第2号の規定中「排気ダクト等」を「煙突」に読み変えて当該規定に準じること。

3 その他

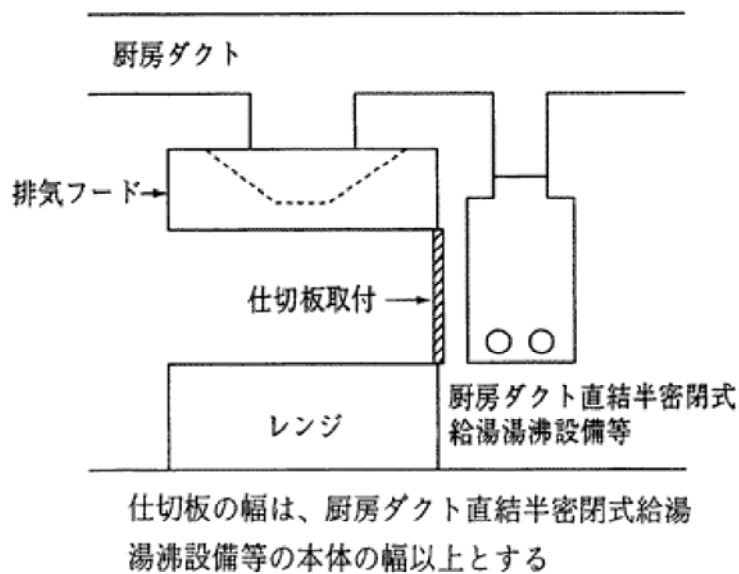
- (1) 厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の煙突内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障がないよう適正に維持管理すること。
- (2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第20条の4第2項第5号の規定に適合する必要があることに留意すること。
- (3) 当該厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等には、別添の表示がなされるものであること。

第3 既存設備に対する指導について
「火災予防条例準則の一部改正について」(平成3年9月30日付け消防予第198号消防庁次長通知)及び206号通知で改正の経過措置に関する事項を示したとおり、条例施行の際、既に設置されている厨房設備に附属する排気ダ

クト及び天蓋において、準則第3条の4第1項第2号ホの規定に適合しないものは、なお従前の例によることとされているところであるが、既存対象物で半密閉式給湯湯沸設備等の煙突を直接屋外に排気せず厨房ダクトに接続している場合においても、関係者の理解を得て直接屋外に排気するか又は前第2による措置を講じるよう指導すること。

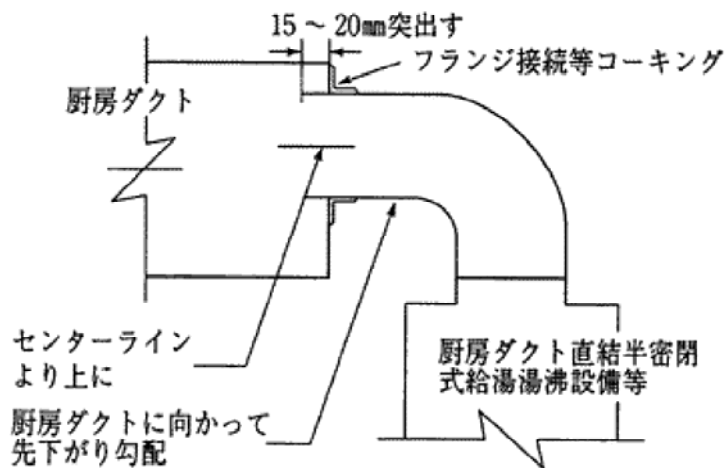
附則 既存の建築物等においては、本通知によるほか従前のおり226号通知によることができるものであること。

別図1 厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等への油脂等の有効流入防止措置例



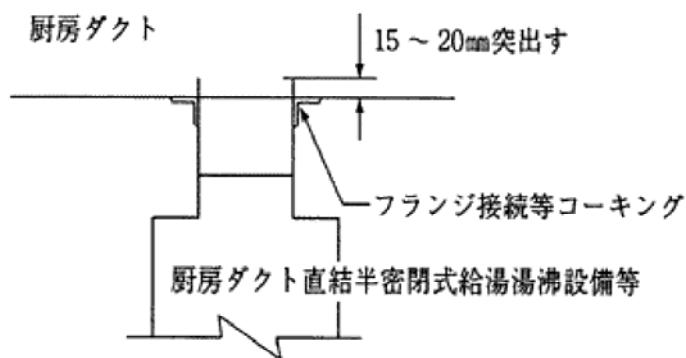
別図2 厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の煙突の厨房ダクトへの接続例

1 側面接続の場合



- (1) 厨房ダクトへの接続部分における厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の煙突の突出は、15~20mm程度とする。
- (2) 接続位置は、ダクト側面の中心より高く、できるだけ上面に近い位置とする。
- (3) 接続はフランジ等を用い、堅固に隙間のないように行うこと。
- (4) 接続は隙間が出ないように、パッキン又はコーキング材等にてシールすること。

2 底面接続の場合



- (1) 厨房ダクトへの接続部分における厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の煙突の突出は、15~20mm程度とする。
- (2) 接続はフランジ等を用い、堅固に隙間のないように行うこと。
- (3) 接続は隙間が出ないように、パッキン又はコーキング材等にてシールすること。
- (4) 厨房ダクトの底面が、厨房ダクト直結半密閉式給湯湯沸設備等の煙突等の重量により「たるみ」ができないよう十分注意すること。

別添

ガス機器防火性能評定品			
可燃物からの離隔距離 (cm)			
上方	側方	前方	後方
ダクトに直結して使用することを条件として評定したものである。			
ガス機器防火性能評定委員会			